

幾世橋地域計画だより

令和7年2月 第3号
幾世橋行政区
浪江町役場・農業委員会

日頃から幾世橋地区の取り組みにご協力いただきありがとうございます。
令和7年2月15日に地域計画の地権者説明会を開催し、40人の農地所有者の方のご出席をいただきました。

地域計画(将来の地区の担い手図)は全国各地で令和6年度までに策定することとなっています。幾世橋地区では昨年度から、今後の幾世橋地区の営農を担う、担い手の検討を進めてきました。

担い手が営農しやすいよう、ほ場整備を実施したり、担い手ごとに農地をまとめるなどの検討を進め、約20人の担い手で営農していく計画となりました。

震災前は50人以上の農家が水稻を販売していましたが、今後は限られた人数で地域の営農を支えていくこととなります。

今後はこの地域の担い手案(=地域計画)により農地所有者の方々と農地の貸し借りの手続きを予定しています。

平成30年に地域で定めた営農再開ビジョンのスローガン「緑ある 豊かな農地を次世代へ」の実現に向け引き続きご協力お願いいたします。

これまでの検討（裏面4ページをご覧ください。）

- ◆担い手として幾世橋共同ファーム、アンベファーム、個人の担い手の方々が担い手候補として地図に色塗りされています。
区域面積の約半分で担い手が決まり、残りの農地についても意向確認など結果をもとに、引き続き検討していくこととなりました。

地域計画策定範囲内の農地	約 122ヘクタール
うち担い手候補のある農地	約 68ヘクタール(56%)
うち担い手のいない農地	約 54ヘクタール(44%)

地域計画の確定

- ◆地域計画は令和6年度までに策定することが国から示されています。
浪江町では18地区で策定中で、すでに11地区で確定しています。
- ◆幾世橋地区の地域計画も現時点での担い手案で確定し、今後新たな担い手が決まった場合には、地域計画を変更していきます。

農地所有者への意向確認

□昨年 11 月に担い手のまだ決まっていない農地所有者の方を対象に意向確認を行い、82 人の農地所有者の方からご回答いただきました。

問1 所有地のお考えは	重複回答あり
・自分で耕作する	7人
・耕作できないが管理は自分で行う。	18人
・地元に管理をお願いしたい。	32人
・できたら誰かに借りてほしい	39人
問2 不要な農業用機械の使用について	
・持っていない	60人
・自分では使わないので自由に使ってよい	2人
問3 小さな水田で畦畔を撤去することは	
・畦畔を撤去してもよい	60人
・土を持って畑地化しても良い	16人
・畦畔を撤去することは不可	9人
問4 貸す際のその他の条件は	
・ビニールハウスを設置してもよい	52人
・暗渠排水の工事をしても構わない	42人
・現状のまま貸したい	15人
問5 農地を貸す場合の条件は	
・有償で貸す	38人
・無償で貸す	35人
・使ってくれるなら無償だし管理費も払う	5人

□今回の意向確認で新たにご自身で耕作してく方が 7 人いました。

また、耕作できないが管理は自分で行う方も 18 人おり、今後も不耕作農地が生じないように、農地を貸す際の条件をもとに担い手の検討を進めていくこととなりました。

□問1「地元に管理をお願いしたい。」とする回答に対し、地域計画だより第2号(6年11月発行)でもお知らせしました下記の対応を再度説明しました。

幾世橋復興組合では、これまで補助金を活用し皆さんの農地の保全管理(草刈り等)を行ってきましたが、6年度で補助は終了となります。

遠隔地等でご自身で草刈り等の管理が出来ない場合には、幾世橋復興組合(池田組合長:090-8788-8153)までご相談ください。管理費をご負担いただきますが、復興組合で対応できるか検討します。

農地ンバンク(福島県農業振興公社)との契約について

項 目		令和 6 年度												令和 7 年度												令和 8 年度												令和 9 年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域計画	6年度までに策定が必要	6年度中に地域計画策定																																															
担い手	幾世橋地区で作付けする担い手の意向	営農再開支援事業																								営農再開																							
契約関係	特定農作業受委託契約と農地バンク契約	特定農作業受委託契約(自動更新・新規)																								農地バンク契約(新規)																							

◆令和7年度は、現在の特定農作業受委託契約を継続し、営農再開支援事業(管理耕作や水田の均平、堆肥投入による土づくりなど)を継続します。

一部、新規に特定農作業受委託契約を結ぶ農地は、農地所有者の方に、町や関係機関から手続きについてご連絡いたします。

◆営農再開支援事業が令和7年度までの事業のため、令和8年度から、特定農作業受委託契約を、福島県農業振興公社が農地所有者、担い手の間を仲介する農地バンクの契約に変更予定です。

2月15日地権者説明会でのご意見、質問

- ① 地域計画では10年後の担い手の姿を描いているが、その展望はどうか。
→地域計画は作ったからお終いではなく、まだ担い手の決まっていない農地で担い手を探したり、各営農者ともその将来展望の実現に向け話し合いを継続することによって、地域での営農が継続して行われると思います。
- ② 浪江町は F-REI(福島国際研究教育機構)が誘致され、その研究の一部に農業部門も含まれている。今後新たな農業技術が開発されたり、多様な担い手の参入も見込まれる。浪江町の農業ポテンシャルは高いと思う。

【お問合せ先】

❀浪江町役場 農林水産課農政係

 0240-34-0245

❁浪江町 農業委員会事務局

☎ 0240-23-5706

❖福島県農業振興公社(浪江町役場駐在) ☎ 0240-23-5716(携帯)070-8688-9530

幾世橋地区 担い手図 (案)

